求職者等に対するハラスメント防止に関する基本方針

社会福祉法人安城市社会福祉協議会

１　基本方針

社会福祉法人安城市社会福祉協議会（以下「安城市社協」という。）は、安城市社協に関わる採用活動、インターンシップ、職場体験その他の実習等の参加者（以下「求職者等」という。）の人格及び尊厳を尊重し、ハラスメントを許容せず、未然防止と適切な対応に取り組みます。

２　求職活動等におけるルール

（１）面談・面接等は、安城市社協が指定する施設内の場所又はオンラインにより実施します。

（２）面談・面接等は、原則として複数名の職員で対応し、目的・時間等を明確にします。

（３）求職者等との連絡は、安城市社協が指定した連絡手段（電話・メール）を使用し、職員個人の連絡先（ＳＮＳ、私用メール、私用携帯電話）を用いて連絡しません。

３　禁止される主な行為

安城市社協は、次に掲げる各号の行為をハラスメント行為として禁止します。

（１）セクシュアルハラスメント

ア　性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言

イ　容姿や性的指向・性自認に関する不適切な言動

ウ　不必要な身体への接触

エ　食事や私的な関係を執拗に求める言動

（２）パワーハラスメント

立場の違いを背景とした威圧的な言動や人格を否定する行為

（３）差別的扱い・人権侵害にあたる行為

ア　性別、年齢、障害、国籍、信条、家族状況等に関する不適切な質問・発言

イ　本人の能力・適性と関係ない属性を理由とした排除・侮辱

（４）その他

妊娠・出産、結婚・婚活、育児・介護の状況等について不利益を示唆する

４　相談・お問い合わせ窓口

安城市社協の求職活動等に関して、不安や疑問を感じられた場合は、下記の窓口までご相談ください。相談内容については厳重に管理し、相談を理由として不利益な取扱いを行うことはありません。

相談内容に基づき、事実関係を確認の上、不適切な行為が認められた場合には、速やかに是正措置及び再発防止に向けた措置を講じます。

また、該当する行為が確認された場合は、就業規則に基づき厳正に対処します。

社会福祉法人安城市社会福祉協議会
総務課
０５６６（７７）２９４１